

令和 7 年度医療提供体制調査検討業務仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、令和 7 年度医療提供体制調査検討業務に適用する。

2 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則第 47 号)のほか、契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- (2) 受注者は、本業務を行うにあたり、常に発注者と綿密な連絡を取り、担当職員の指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従わなければならない。
- (4) 受注者は、調査、打合せ等を行ったときは、その内容を記録し、発注者に提出しなければならない。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

3 業務内容の秘密保持

- (1) 本業務の遂行にあたり、発注者から提供する情報について、以下の事項を厳守すること。
 - ① 受注者は、発注者から提供のあった情報について、その秘密を保持しなければならない。
 - ② 受注者は、発注者から提供のあった情報を指示目的以外に使用し、また第三者へ提供してはならない。
 - ③ 受注者は、発注者の許可なく情報を記録した書類又は磁気ファイルの複写及び複製をしてはならない。
 - ④ 受注者は、情報についての事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、発注者は本契約の解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。

4 業務目的

今後、高齢化のさらなる進展により医療需要の増加が見込まれる中、限りある医療資源を効果的・効率的に活用し、切れ目のない医療提供体制を持続的に確保していくことがますます重要となる。

国においては、85 歳以上人口の増加や人口減少がさらに進む 2040 年とその先を見据え、新たな地域医療構想（以下、「新構想」という。）の検討が進められており、高齢者救急への対応等を見据えた病床機能の見直しや医療機関の役割分担の明確化、地域完結型の医療・介護提供体制の構築などの方向性が示されている。

人口減少により医療需要が減少に転じている地域もある中、本市が属する仙台区域（仙台医療圏）については、外来・入院・在宅のいずれにおいても 2040 年以降まで医療需要が拡大して

いく見通しであり、こうした状況も踏まえて医療提供体制を確保していく必要がある。

本市では、令和 6 年 3 月に「市民の命と健康を支え、未来へつなげる医療提供体制づくり」を基本理念に掲げ、その実現に向けて中長期にわたる取り組みの方向性を示した「仙台市医療政策基本方針」（以下、「市方針」という。）を策定し、各般の取り組みを進めているところであるが、令和 8 年度には、各都道府県において新構想の策定作業が行われる予定であり、これと合わせて、本市においても市方針の中間見直しを検討している。本業務は、こうした背景のもと、市方針の中間見直しの前段として、地域の医療需要の現状及び将来見通し、また、医療提供体制の現状及び課題等に関して調査分析を行うとともに、それらを踏まえ今後必要とされる施策の方向性に係る視座について整理することを目的とする。

5 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

6 業務内容

（1）本市の医療需要及び医療提供体制の現状・将来見通しに関する調査分析

次の①～③に掲げる事項について、オープンデータや行政情報等をもとに、発注者と調査範囲を協議のうえ、需要と供給の両面から調査分析を行うこと。

① 基礎的事項

例：年齢別人口、世帯構成、医療機関数、機能別病床数、医療従事者数

② 市方針・第 8 次宮城県地域医療計画に関連する事項

例：救急医療、災害時における医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療、がん医療、在宅医療（医療介護連携）

③ 新構想に関連する事項（イと重複するものを含む）

例：外来医療・在宅医療、高齢者救急、医療機関機能・病床機能

（2）仙台医療圏に占める仙台市の医療需要及び医療提供体制の現状・将来見通しに関する調査分析

調査分析にあたっては、次の視点を参考に検討を行うこと。

① 仙台市と周辺市町村間の人の動き（昼間／夜間人口）、市町村域を超えた受診状況

② 仙台医療圏に占める仙台市の人口比率、高齢者人口比率

（3）他の政令指定都市や二次医療圏等との比較による調査分析

① 次の事項について、医療提供体制の比較分析を行うこと。

ア 仙台市と他の政令指定都市との比較

イ 仙台医療圏と他の政令指定都市が属する二次医療圏との比較

ウ 宮城県と他の都道府県（仙台市と規模が近い政令指定都市が所在する都道府県を 3 ～ 5 程度抽出）との比較

エ 宮城県内の他の二次医療圏との比較や保健所管轄区域ごとの比較

② ①の調査分析にあたっては、次の視点を参考に検討を行うこと。

ア 単位人口当たりの医療機関数、機能別病床数、医師数

イ 人口や都市機能の集積度合い、昼間人口等の要素

(4) 今後必要とされる施策の方向性の視座の整理

- ① (1)～(3)の調査分析の結果から、本市の医療提供体制に係る課題事項を整理すること。
- ② ①をもとに、本市が令和8年度に今後必要とされる施策の方向性について検討を行うための視座を整理すること。

7 中間報告

受注者は、上記6(1)～(3)の調査分析の状況について取りまとめ、令和8年1月下旬に発注者に対して中間報告を行うこと。なお、中間報告の具体的な実施時期は、協議により決定する。

8 再委託

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する必要がある場合には、再委託を行うことについてあらかじめ書面により発注者に通知し、発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務を再委託する場合においては、再委託先との関係を明確にするとともに、再委託先に対して、業務の実施について適切に指導及び管理し、業務を実施しなければならない。

9 資料等の貸与及び返却

- (1) 発注者は、その所有する資料のうち、受注者が業務の遂行に必要とする資料を受注者に貸与する。
- (2) 受注者は、貸与を受けた資料を使用する必要がなくなったときは、直ちに発注者に返却するものとする。

10 成果品

受注者は、本業務に係る成果品として、本業務に係る実施報告書及びその他本業務の実施に伴い取得・作成した関連資料一式を発注者に提出するものとする。

提出書類	規格	データ形式	提出部数
実施報告書	A4判	Microsoft Word Microsoft Excel Microsoft PowerPoint 等の修正・加工可能な形式によること	印刷物2部及び電子データを格納したCD-R等の外部記憶媒体
その他本業務の実施に伴い取得・作成した関連資料一式	A4判又はA3判	同上	電子データを格納押した外部記憶媒体

11 著作権等

- (1) 本業務を行うにあたり作成された資料等の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、発注者に帰属するものとする。但し、著作権に限らず本業務開始以前から受注者に帰属していた、もしくは受注者が本業務を遂行中に身につけた方法論やその他のあらゆる技術的なノウハウ等を含む他の知的財産権に関わるすべての権利は、受注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本市に提出する資料その他の書類に当該知的財産が含まれる場合には、その旨明記するとともに、具体的内容を示すものとする。

12 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、国の新たな地域医療構想策定ガイドラインや、国の審議会等における議論の状況等を踏まえ、適宜発注者と協議のうえ、調査分析の対象や内容等について調整すること。
- (2) 契約金額には、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。